

家族信託を契約しておくとも  
認知症になっても  
家を売却することが  
可能になります

難しい説明は  
このように簡単に  
説明します

任せて～

信託契約

お金の管理や家の売却など

委託者

受託者 (家族)

信託財産

よろしく頼んだよ～

ほほう

えー

家族信託は  
契約することだけが  
目的ではありません

ご家族の皆さんが  
安心・満足されるのが  
目的です

じゃあ早速  
家族信託の相談をしよう

ちょっと  
待ってください

どこに  
頼もうかな...

ピシュ!!

このマンガを  
ご覧になって  
あなただけ

家族信託を取り扱う  
専門家は多いですが  
契約書を作って終わり  
ビジネスとして割り切って  
アフターサービスなどが  
ほとんどないところもあります

そうなると逆に  
心配事が増えるかも  
しれません

ご相談

契約

アフターサービス

もちろん  
アフターサービスも  
充実しています

私たちも所属している  
家族信託の専門家集団  
『民事信託相談センター』は  
ご家族のお話を伺いながら  
皆様が安心・満足される  
ように家族信託のご相談  
から契約までを行います

家族信託は私たち  
『民事信託相談センター』  
認定の不動産店に  
ご相談ください!!

インタビュー  
インタビュー  
撮れよう